

北広島町農業委員会第16回総会議事録

事務局 (第16回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 10月13日に地区担当推進委員と現地確認を行いました。譲受人と譲渡人は親戚で、譲受人は以前に申請地近くに引っ越してこられました。譲受人は他地区で農業をされておられると聞いています。申請地は譲受人の自宅近くであることから、地域における影響は考えられません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

11番 10月12日に地区担当推進委員と譲受人へ現地で面談を行い、現地調査を行いました。以前から譲受人がこの申請地を管理していました。譲受人は出荷野菜等を中心に経営されています。譲渡人は遠方に居住しているため親戚である譲受人に譲り渡したいとのことでした。申請地は法人に利用権設定をされていますが、法人の構成員間の特例により、利用権設定をしたままで所有権移転を行われます。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

2 番 10月10日に15番委員と地区担当推進委員と譲渡人の妻が立会いのもと現地確認を行いました。譲受人は11月末に転居する予定であり、譲渡人から宅地建物、農地、農機具、倉庫すべてをセットで購入されて移住されると聞いています。家族は子供が3人で5人家族であるとのこと。農機具は耕耘機やトラクター、草刈り機等一式を譲渡人から譲り受けるとのことですので、これまで同様に果樹園や家庭菜園として活用されることが十分にうかがえます。譲受人は53歳と若く会社役員とのことで、年間180日の農業従事も問題ないと考えます。営農は従前どおり行われることが見込まれるため、周辺農地への影響は考えられません。以上の事から、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

6 番 譲渡人は亡父から相続で申請地を受けましたが、譲渡人が居住する場所は別にあり、管理が難しいとのことで譲渡したいとのことでした。申請地横の宅地ですが、この地域の集会所であり、近隣に居住する譲受人へ話をされたようです。周辺農地は譲受人所有の農地であり、譲り渡す事によって譲受人に適正に管理を行ってもらえるようになると考えます。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

1 2 番 10月14日に地区担当推進委員と譲受人へ聞き取りを行い、現地調査をしました。譲渡人の父とは同一農家世帯であり一緒に農業をされておられます。譲渡人が高齢になったことから、この度譲受人へ贈与されたいとのことでした。機械等は所持されており、今までどおり自作をされます。農業経営規模の面積と今回の申請面積との差分ですが、公図で確認できない農地等があり、それらは相続で譲り受け、今回譲り渡せる農地を申請されました。周辺農地への影響は考えられないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手多数）

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

1 2 番 10月14日に地区担当推進委員と現地確認及び譲受人に面談を行いました。摘要欄にあるとおり、譲渡人は家と申請地を売りに出されていましたが、この度譲受人が購入することとなり申請されました。農業経営規模の面積と今回の申請面積の差分ですが、譲渡人が別の耕作者へ貸しておられる農地があるためです。譲り受けた後、営農は従前どおり行われることが見込まれるため、周辺農地への影響は考えられません。以上の事から、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手多数）

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

16番 10月10日に3番委員と地区担当推進委員と現地確認及び譲受人に面談を行いました。譲渡人と譲受人は兄弟であり、譲渡人は遠方に居住しており、申請地は譲受人が管理をしていました。この度譲渡人は高齢で帰郷する意思もないことから、譲受人へ譲り渡すため申請されました。譲受人は長年農業をされており機械等も所持しています。従前どおり譲受人が管理されるため周辺農地への影響は考えられません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

16番 10月10日に3番委員と地区担当推進委員と現地確認及び申請人へ面談を行いました。内容は摘要欄のとおりですが、申請者は11月に着工をされたいと言われていました。計画面積、事業規模は妥当であり、周辺農地への影響もありません。以上の事から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

16番 10月10日に3番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。申請地には随分前から墓が建てられており、申請人からは平成22年7月頃に墓を移設したと聞きました。申請地は154㎡ありますが、墓地が45㎡ほどあり、ざっと計測するに65㎡ほど法面があります。それを引いてみると、残る面積はわずかであり、一筆すべてを転用することはやむを得ないと考えます。農振農用地であったため除外手続きを経て、始末書添付のうえこの度の申請となりました。追認やむなしであり許可妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

8番 10月18日に会長及び地区担当推進委員と現地調査を行いました。内容は摘要欄のとおりですが、申請地は、昭和45年頃に整備された際、町道が新設されたことにより境内地と道路に挟まれて残ってしまったことから、庭園や駐車場として利用されていました。このことによる周辺農地への影響は考えられないため許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

2 番 10月10日に15番委員と地区担当推進委員と現地確認を行い、譲受人へ聞き取りを行いました。摘要欄にあるように、双方の亡父の時代のことであり、譲渡人がすべての不動産を調査された際に、申請地が農地であることが判明したため、適正化のため顛末書添付での申請となりました。周辺農地は休耕畑であり、現状のまま利用することから影響はなく、追認やむなしであり許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

2 番 10月10日に15番委員と地区担当推進委員と現地確認及び行政書士へ面談を行いました。顛末書には、譲渡人が相続で取得した農地であり、亡母の時代に畑用地から通行路に造成整備され、この度の売却にあたり農地であったことが判明したとあります。現況は造成された更地で、宅地と併用して住宅を新築されるとのこと。申請地は第3種農地で原則許可の案件であり、追認やむなしと考え許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号13番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

職務代理者 申請地のうち346番には住宅が建っており始末書添付となっています。摘要欄にあるように、譲渡人が譲受人へ売却するにあたり申請地が農地であることが判明したことから、適正化のため申請されました。計画面積及び事業規模は妥当であり、周辺農地への影響はなく許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号14番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

7 番 10月19日に6番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。摘要欄のとおり、譲受人と譲渡人は親子であり、ともに酪農を営んでおります。図面を見ていただきますと、譲受人宅の上に牛舎があり、その上に申請地がありそこへ住宅を新築される予定です。計画面積及び事業規模は妥当であり、周辺農地への影響は考えられないため許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

12番 この申請地は、3条申請の5番議案関連の農地です。申請にあたり、農業用倉庫があったことから、適正化のため始末書添付で届出をされました。自宅から離れた場所に農地を所有しておられることから、昭和60年頃に倉庫を建てて農機具を保管されていました。この案件については、10月14日に地区担当推進委員と現地調査を行いました。周辺農地への影響もないことから受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について農業用施設転用届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

会 長 番号16番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

9番 10月14日に2番委員と地区担当推進委員と現地調査をしました。申請地のうち4825、4826番2、4829番はすでに山林化しており直径30センチほどの木が立っていました。また、4830番、4839番は原野化しており今後農地への復元は困難と考え、受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号16番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号17番及

び18番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

8番 10月18日に会長と地区担当推進委員と現地確認を行いました。摘要欄のとおりですが、17番案件の農地は山裾にあり大きな杉が立っていました。獣害被害があり、日当たりが悪く、今後農地への復元は困難と考えます。18番案件は道路と河川の間に残った狭小な農地で、現況は道路の斜面になっており農地の状態ではありませんでした。以上の事から受理妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2番 17番議案と18番議案は申請人が同一人だが、経過や理由が違うから別議案となったのか。

事務局 申請書は別で提出されており、お見込みのとおり摘要や経過が異なるため別の議案とさせていただきます。

会長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号17番及び18番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号19番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

15番 10月10日に2番委員と地区担当推進委員と現地確認を行いました。地図を見ていただくと、もともとは地域の中心地と言われた場所です。申請人の所有する家はその道沿いに建っており、その裏にあった畑が申請地です。そこには山にあるような大きな木が立っており農地の状態ではありませんでした。復元は困難であることから受理妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

職務代理者 現地の写真があれば見たい。

全委員 (写真を順次確認。)

- 会 長 周辺が田や宅地なので、山林というのはどうかと思われるが、現地がその状態であれば
というところだろう。
- 16 番 木が立っているのが非農地ではあるが、周辺が宅地や田の場合に非農地で認めたら、周
辺に迷惑をかけるのではと思うが。
- 会 長 証明後に立っている木が倒れて迷惑をかけるということまでは、農業委員会で責任を負
いかねることである。農業委員会としては農地であるかどうか現況を判断することが責
務であると考えます。
- 事 務 局 宅地にある建物は空家であり、空家バンク登録をされるにあたり、申請地を非農地証明
申請で整理するように案内をした。
- 会 長 その他にご意見ご質問等はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号19番について非農地証明を発行して
もよいと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について

- 会 長 事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を
満たしていると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことに
ご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第7号 農用地利用配分計画について

会 長 内容について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

追加議案(第1号議案) 農業用施設転用届について

会 長 番号20番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 番 3条申請の3番案件の関連となります。3条案件として、10月10日に15番委員と地区担当推進委員と現地調査を行った際に、現地で建物については確認をしており、届出が必要だと認識はしていました。倉庫はトラクターを保管するため約15年前に建てられたと始末書にはあります。空家とセットで譲渡されることから、申請人の責任において適正化をしたうえで引き渡すことを事務局から指導したため、今回の届出となりました。この案件については、周辺農地への影響もなく受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号20番について農業用施設転用届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって届出を受理することに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩